

学校法人國學院大學特定個人情報取扱規程

平成27年12月8日 制定

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、学校法人國學院大學(以下「本法人」という。)の設置する各教育機関が、本規程第2条に定義する個人情報及び特定個人情報の適正な取扱いを確保するために定める。

(定義)

第2条 この規程に掲げる用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 「個人情報」とは、生存する人間に関する情報であり、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できることとなるものを含む。)をいう。
- (2) 「個人番号」とは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」という。)に定める住民票コードを変換して得られる番号であり、当該住民票コードが記載された当該住民票に関わる者を識別するために指定されるものをいう。
- (3) 「特定個人情報」とは、前号に定義する個人番号を含む個人情報をいう。
- (4) 「個人情報ファイル」とは、個人情報を含む、特定の個人情報について電子計算機により検索できるよう体系的に構成された情報の集合物又は「個人情報の保護に関する法律施行令」に定めるものをいう。
- (5) 「特定個人情報ファイル」とは、個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいう。
- (6) 「事務取扱担当者」とは、本法人において個人番号を取り扱う事務に従事する者をいう。
- (7) 「事務取扱責任者」とは、特定個人情報等の管理に関する責任を担う者をいう。
- (8) 「管理区域」とは、特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムを管理する区域をいう。
- (9) 「取扱区域」とは、特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域をいう。

(本法人の責務)

第3条 本法人は、「番号法」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」(以下「特定個人情報ガイドライン」という。)並びにその他の個人情報に関する法令等を遵守する。

(取り扱う個人番号の事務の範囲)

第4条 本法人が個人番号を取り扱う事務の範囲は次のとおりとする。

- (1) 役教職員にかかる個人番号関係事務
 - ア 給与所得・退職所得の源泉徴収票作成事務
 - イ 雇用保険届出事務
 - ウ 労働者災害補償保険法に基づく請求に関する事務
 - エ 健康保険・厚生年金保険届出事務
- (2) 役教職員の配偶者に係る個人番号関係事務
 - ア 国民年金の第3号被保険者の届出事務

(3) 役教職員以外の個人に係る個人番号関係事務

- ア 報酬・料金等の支払調書作成事務
- イ 配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書作成事務
- ウ 不動産の使用料等の支払調書作成事務
- エ 不動産等の譲受けの対価の支払調書作成事務

第2章 安全管理措置

第1節 組織的安全管理措置及び人的安全管理措置

(組織及び体制)

第5条 本法人は、特定個人情報等を適正に管理する事務取扱責任を担う組織としてマイナンバー安全管理委員会(以下「委員会」という。)を置き、総務担当理事を委員長とする。

(委員会の構成)

第6条 委員会は、次の委員を以て構成する。

- (1) 学校法人國學院大學総務担当理事
- (2) 学校法人國學院大學法人事務局長
- (3) 國學院大學危機管理担当副学長
- (4) 國學院大學事務局長
- (5) 國學院大學総務部長
- (6) 國學院大學財務部長
- (7) 國學院大學総務部総務課長
- (8) 國學院大學総務部人事課長
- (9) 國學院大學財務部経理課長
- (10) 國學院大學学術メディアセンター事務部情報システム課長
- (11) その他委員長の指名する者若干名

2 前項のほか、委員長は専門的事項の協議のために学内の教職員、顧問弁護士、監査法人、学外の専門知識提供者等の出席を求めることができる。

(委員会の開催)

第7条 委員会は、毎年度1回定例により開催する。

2 前項にかかわらず、委員長は必要に応じて臨時に委員会を招集することができる。

(委員会の責務)

第8条 委員会は、本法人の実施する全ての事業に関して特定個人情報等の保護に努める。

(委員会の任務)

第9条 前条の責務の遂行のため、委員会は以下の任務を負う。

- (1) 特定個人情報等の安全管理及び事故防止施策の策定と実行
- (2) 特定個人情報の安全管理に関する教育・研修実施に対する監督と承認
- (3) 事務取扱担当者に対する必要かつ適切な監督
- (4) 内部監査又は外部監査の実施に対する監督と承認
- (5) 特定個人情報に関する業務委託先の選定
- (6) 事故発生時の調査及び学内手続き並びに再発防止策の策定及び実行に対する監督と承認
- (7) その他責務の遂行に必要な施策の策定と実行

(事故発生時の対応)

第 10 条 委員会は、特定個人情報等の漏洩が発生したと判断した場合は、理事長及び漏洩が発生した当該学校の長に報告し、漏洩の対象となった情報主体に対して事実関係の通知や説明を速やかに行う。

(監査の実施)

第 11 条 委員会は、本法人の特定個人情報等の取扱状況並びに関係法令及び本規程の遵守状況を検証するため、学校法人國學院大學内部監査室との連携による内部監査及び委員会の選定する第三者機関による外部監査を定期的実施し、監査結果について報告を受ける。

2 監査報告における指摘事項については、委員会から当該部門に対して改善への指示を行う。

(担当部署)

第 12 条 委員会は、國學院大學総務部人事課を特定個人情報等の管理における事務取扱担当部署とし、管理区域及び取扱区域並びに事務取扱責任者及び事務取扱担当者をおく。

2 委員会は、必要に応じて大学以外の各教育機関に特定個人情報等の管理における管理区域及び取扱区域並びに事務取扱責任者及び事務取扱担当者をおくことができる。

(事務取扱担当者の任務)

第 13 条 事務取扱担当者は、番号法及び特定個人情報ガイドライン並びにその他の関連法令等を遵守し、本規程及び委員会の策定する事項に従い、特定個人情報の保護に十分な注意を払って業務を行う。

2 事務取扱担当者は、特定個人情報の漏洩や、その他法令に抵触する事実又はその兆候を把握した場合、速やかに委員会に報告する。

3 事務取扱担当者は、業務の運用状況の確認及び委員会への報告のため、特定個人情報等を取り扱い状況について、管理台帳を作成して、特定個人情報を含めずに利用実績を記録する。

第 2 節 物理的安全管理措置

(管理区域及び取扱区域)

第 14 条 特定個人情報等に関する事務の取扱いにおける管理区域及び取扱区域について、次の各号に従い以下の措置を講ずる。

(1) 管理区域では、特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムを管理するため、持ち込むことのできる機器や電子媒体等を制限する。

(2) 取扱区域では、特定個人情報を取り扱う事務を実施するため、事務取扱担当者以外が特定個人情報等を認識することがないように、場所の設定や、間仕切り及びフィルタの設置等について適切な措置を講ずる。

(3) 管理区域及び取扱区域では、特定個人情報等の盗難や紛失防止のため、入退室の管理や、機器の配置方法の配慮等の措置を講ずる。

(特定個人情報等の電子媒体の持ち出し)

第 15 条 特定個人情報等の持ち出しについては、以下の各号に掲げる場合を除き禁止する。

(1) 行政機関等への法定調書の提出等、個人番号利用事務実施者に対して提出する場合

(2) 個人番号関係事務に係る本法人の業務委託先に、委託事務を実施する上で必要なデータを提供する場合

(特定個人情報等の廃棄・削除)

第16条 特定個人情報等の削除又は廃棄にあたっては、以下の各号により復元できない手段で削除又は廃棄する。

- (1) 特定個人情報等が記載された書類を廃棄する場合、焼却、溶解や復元不能な程度の細断を行う。
- (2) 特定個人情報が記録された機器又は電子媒体等を破棄する場合、専用のデータ削除ソフトウェアを利用するか、物理的に破壊する。
- (3) 特定個人情報ファイルの中の個人番号又は一部の特定個人情報等を削除する場合、データ復元用の専用ソフトウェア、プログラム、装置などを利用しなければ容易に復元できない手段を用いる。

2 前項により削除又は廃棄を行った場合は、削除又は廃棄を行った特定個人情報ファイルの種類、名称、期日等について、その事実及び方法等を記録する。また、これらの作業を委託する場合は、委託先の作業について証明書を取得して確認するとともに保管する。

第3節 技術的安全管理措置

(アクセス制御)

第17条 個人情報関係事務の事務取扱担当者の限定及び取り扱う特定個人情報ファイルの範囲の限定のため、アクセス権を事務取扱担当者及び委員会が認めた者のみに付与することとし、ユーザーIDにアクセス権を付与し、パスワードの入力と併せてアクセス制御を行う。

(不正アクセス等)

第18条 外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェア対策として以下の措置を講ずる。

- (1) ファイアウォールの設置による不正アクセスの遮断
- (2) セキュリティ対策ソフトウェアによるウィルス等への対応
- (3) 機器やソフトウェアの自動更新による最新の対策の導入
- (4) 定期的なアクセスログの解析による不正アクセスの早期検知

第3章 特定個人情報の取得

(特定個人情報の提供の要求)

第19条 本法人は、番号法第19条に定める事務を処理するために必要がある場合に限り個人番号の提供を求めることができる。

(特定個人情報の取得)

第20条 特定個人情報の取得は、適法かつ公正な手段によりこれを行う。

(取得における本人確認)

第21条 個人番号を本人から取得するときは、番号法第16条の定める方法に従い、当該本人の身元確認を行う。

2 個人番号の取得にあたり本人確認のために提示をうけた本人確認書類は、速やかに廃棄する。

第4章 特定個人情報の利用、保管、提供、削除並びに廃棄

(利用目的)

第22条 本法人が取得する特定個人情報の利用目的は、番号法第19条の定める範囲に限るものとし、これを越えた特定個人情報の利用は行わない。

2 特定個人情報の取得後に、番号法の改正により取得時とは異なる目的で特定個人情報を利用する場合、事前に情報主体に対して通知する。

(特定個人情報の保管)

第23条 本法人が保管する特定個人情報は第4条に定める範囲に限るものとし、これを超えた特定個人情報の保管は行わない。

2 前項により保管する特定個人情報については、所管法令による保存年限が経過するまで保管することができる。

3 前2項にかかわらず、次に掲げる書類は個人番号関係事務の実施のために必要な特定個人情報として、関連する所管法令による保存年限が経過するまで保管することができる。

(1) 法定調書作成のために本法人が受領した個人番号が記載された申告書類等

(2) 行政機関等に提出する法定調書の控

(保管する特定個人情報の正確性の確保)

第24条 本法人は、前条に基づき保管する特定個人情報について、利用目的の範囲において正確かつ最新状態で管理するよう努めるものとする。

(特定個人情報の提供)

第25条 本法人は、番号法第19条の定める範囲を除き、本人の同意の有無にかかわらず、本法人の保管する特定個人情報の本法人以外の法人格を有する第三者に対する提供は行わない。

(特定個人情報の削除・廃棄)

第26条 個人番号取り扱い事務が終了した場合、当該個人番号は速やかに削除又は廃棄する。

第5章 特定個人情報関係事務の委託の取り扱い

(特定個人情報等関係事務の委託)

第27条 本法人は、個人番号関係事務又は個人番号利用事務の全部又は一部を委託することができる。

(委託先の管理監督)

第28条 個人番号関係事務又は個人番号利用事務を委託するときは、本法人の規定する安全管理措置と同等の措置が講じられるよう、以下に掲げる事項を管理監督する。

(1) 委託先の適切な選定

(2) 委託先に安全管理措置を遵守させるための契約の締結

(3) 委託先における特定個人情報の取り扱い状況の把握

(委託契約における遵守事項)

第29条 委託契約にあたっては次の内容を含むものとする。

(1) 秘密保持義務に関する規定

(2) 事業所内からの特定個人情報の持ち出し禁止

(3) 特定個人情報の目的外利用の禁止

(4) 再委託における条件

(5) 情報漏洩事故が発生した場合の委託先の責任に関する規定

(6) 委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄に関する規定

(7) 従業者に対する監督・教育に関する規定

(8) 契約内容の遵守状況について報告を求める契約条項に関する規定

(9) 特定個人情報を取り扱う従業者の明確化に関する規定

(10) 本法人が委託先に対して実地調査を行うことができる規定

(再委託の制限)

第30条 本法人の委託先は、個人番号関係事務又は個人番号利用事務の業務の全部又は一部を第三者に再委託することはできない。ただし、本法人が委託先と協議のうえ、書面による再委託の許可した場合に限り、再委託することができる。

2 再委託先の決定にあたっては、前条に定める内容を含む契約を締結し、本法人の規定する安全管理措置と同等の措置が講じられるよう、本法人が監督する。

(委託先のモニタリング)

第31条 委託先の管理監督については、國學院大學総務部人事課がこれを行うものとし、1年に1回以上のモニタリングを実施する。

2 再委託契約においても、委託先と同様のモニタリングを実施する。

第6章 雑 則

(懲戒)

第32条 懲戒審査委員会又はこれに準ずる機関は、本規程に違反した教職員があった場合、各教育機関が定める就業規則に基づく処分の実施並びにこれに必要な手続きの開始を審議及び決定する。

2 懲戒審査委員会又はこれに準ずる機関は、本規程に違反した委託先の従業者等があった場合、本法人との契約又は法令に基づき必要な措置を講ずることを審議及び決定する。

(改廃)

第33条 本規程の改廃は、常務理事会の議を経て理事長が行う。

附 則

この規程は、平成28年1月1日から施行する。